

「後鳥羽院四五〇年遠忌和歌短冊」について

——貞享五（一六八八）年二月二日 靈元院及び廷臣による詠進和歌三〇首——

本山 八重子

一 「後鳥羽院四五〇年遠忌和歌短冊」

本稿で紹介する三〇首の「後鳥羽院四五〇年遠忌和歌短冊」（以下「本短冊」と称す）は、後鳥羽院没後四五〇年忌にあたる貞享五（一六八八）年二月二日に、水無瀬神宮に寄進されたと推定される和歌短冊（図1）であり、書誌は次の通り。

短冊三〇枚が一綴（上から一・五種の位置に綴穴あり、黒の紙で綴じてある）、各短冊の寸法（縦三六・一種、横五・四種）、各短冊は鳥の子紙、天は青雲、地は紫雲の内曇料紙で、二カ所に折目（上から一・八種及び二四・一種）あり、巻尾の短冊の裏面に「貞享五年二月廿二日」の記入あり。「題者^{冷泉}為綱卿」「奉行^{藤谷}為茂」と書いた包紙（縦四四・五種、横一九・九種）あり。「貞享五年二月廿二日御法楽之短尺者四百五十年之御遠

忌也 延應二年庚子ヨリ 延應二年ハ仁治元年也 享保二十年乙卯迄四百九十六年ニ成也」の添書あり。

内箱（桐、萌葱の緒、身の寸法、縦四一・〇種、横一一・六種、蓋の寸法、縦四〇・四種、横一〇・四種）、外箱（桐・前所蔵者の誂）あり。

本短冊に関する資料としては、『短冊物がたり』（注1）に「後鳥羽院四百五十年御法楽の短冊」としているのが唯一で、本短冊を指すものと推定されるが、それ以上の記述はない。また、『室町時代の書』（日本の美術7・至文堂 一九八一年）に写真（図2）のみが掲載されているだけで、現時点では具体的な先行研究などは未詳である。

先ずは、本短冊の寄進日である貞享五（一六八八）年二月二日前後の現存の古記録にあたり、近衛基熙の日記『基熙公記』、東園基量の日記『基量卿記』などに次のような関連記事が散見する。

貞享五・二・九

(基量卿記) 晴、参院、松下民部上賀茂社家申後鳥羽院四百五十年御

忌御法楽勸進事也、先年四百年御忌之刻、御水尾院為

御沙汰、卅首法楽歌御寄進之例也、即参院言上処、短

尺可有叡覽旨、即松下召寄、於北面所短尺入御覽了、

如何様可有御沙汰由也、出題冷泉中将へ被仰出、水無

瀬中納言同申、出題同前、是ハ懷紙之由也、

貞享五・二・十三

(基熙公記) 今朝霰下、終日雪電霏々、從仙洞、水無瀬法楽雅豊卿

為奉行触之、十八日必々可猷懷紙由、為御奉納云々、

貞享五・二・十五

(基熙公記) 天雨、前内府病後始被來、詠草持參、不叶意、仍加教

訓令詠改了、

貞享五・二・十六

(基熙公記) 天晴陰、詠草人々時方卿・行豊朝臣持來、加所存了、

貞享五・二・十八

(基量卿記) 近日後鳥羽院御影・勅書等御覽、松下民部參、藤谷申

沙汰、庭田・予等輕服之間不參了、

(基熙公記) 天雨、裏松宰相・行豊朝臣等來、終日言談及夜半了、

來廿二日水無瀬宮御法楽一首懷紙是仙洞御奉納也、短尺一首賀茂社司松

下二被下云々、令清書遣飛鳥井三位許了、懷紙如此、

春日同詠春日望山

和歌

左大臣藤原基一

おもひやる昔をいま

に水無瀬山花やかす

みのゆふへあけほの

短尺社頭祝

見てもおもへしけき恵みハこれその

神のみまへの賢木葉のかげ

貞享五・二・十九

(基量卿記) 雨下、水無瀬申御法楽御懷紙御奉納時宜事、御使飛鳥

井三位御会奉行故也、着狩衣单可持參、可為二拝之由事、

御懷紙入霧箱不包入云々、裏書 貞享五年二月廿二日御奉

納

松下勸進御短尺

裏書 年号月日 御奉納字無之依勸進也

入霧箱 各着萌木緒

右御奉納之時、白銀等不取遣之、

貞享五・二・廿

(基量卿記) 晴、参院、……今日松下へ勸進御短尺以下召北面、所、

藤谷三品申沙汰、予・庭田輕服之間令与奪也、

(兼輝公記) 陰晴、清書水無瀬宮御法楽短冊遣奉行烏丸大納言許、

貞享五・二・廿一

(基量卿記) 晴、今日飛鳥井、水無瀬へ参向事、

(基熙公記) 天快晴、宮内卿持参詠草、裏松宰相来、有談事等、明

日、後鳥羽院四百五十年御忌之間、可詠和歌由、平三

位・平小納言等内々令言談、裏松宰相亦以同、就平少

納言明日可参泉涌寺御廟、不苦哉之由尋之間、非指法

楽行水以後可来由、令返答、愚存少々有疑之間、以書

中尋吉田三位了、

其書中即如此、

吉田三位殿

口状

先日は来給候処、不能面談背本意候、先以弥無

事候哉、承度候、然は明日後鳥羽院四百五十回

御忌候、依之、表向に法楽とハなく候へとも、

見せこせの御製をかしらにをきて、各歌をよみ

候ハんと存候、其人數ニ裏松をも加度候、尤潔

斎之沙汰などにハ、中々不及候へとの、先ハ法

楽のやうなる事に候条、憚候ハん哉、公宴御法

楽之愚詠など清書候とても、強服者円座を憚な

との事にて無之、行水にて鳥食などを三日憚

まてにて候、石井小納言ハ明日廟参之由候、帰

宅之後、行水にて被来候やうにと申候との事に

て候、但服者ハ、は、かり候ハん哉、此方之心

中には、只御遠忌之追善と存事候故、服者も不

憚思案候、此通所存にてハかまいなき事ながら、

又法楽と申候へハ、潔斎もなくてハのやうに、

世間から思ものにて候故、為念尋申候、此書中

の奥に是非之段、一筆被加候而可給也、

二十一日

基熙

吉田三位殿

御書之趣謹拝見仕、明日後鳥羽院御法楽被催ニ
付、御潔斎之義畏存候、清浄之子細も様々有之
候、今度之義輕服之輩等、行水以後不苦様ニ被

存候、廟參之輩ハ不可叶候、猶御思案可被遊哉、
右之趣愚存申上候、宜敷御披露頼入候、以上、

二月廿一日

兼連

甲斐掾殿

貞享五・二・廿二

(基熙公記)

天晴、午後陰、入夜時々雨下、午下刻裏松宰相・平三

品・行豊朝臣等来、内府同前、各詠和歌、秉燭各詠出、

吉田三位番次来、仍令詠一首、光忠朝臣又来、仍令詠

二首、今日題如此清書擧カケ也、有首字、霞五首、見和たせハ、花

五首、やまもとかすむ、恋五首、ミなせかは、述懷四首、ゆふへハ、懷旧三首、

あきと、擇教四首、なにおも、神祇三首、ひけん、

(統史愚抄)

後鳥羽院四百(四百五十の誤植カ)回聖忌、因新院有

和歌御法楽、題、春日望山、左中將為綱朝臣日野前大納

言資廉卿、詠進、奉行飛鳥井三位雅持参于水無瀬宮

兼日本無瀬前中納言氏信申請之此日、賜新院御製和歌短冊、於賀茂社司

某松下、此日、同宮法今日、樋口前中納言信康、左兵衛権佐

康綱朝臣、右衛門権佐輝長等参同社、水無瀬一○

基量卿記、和歌記、雜家記、家記

貞享五・二・廿三

(基量卿記)

陰、時々雨下、松下民部入来、先日ハ御法楽

之御短尺拝領礼之由也、鴨二羽持参了、対面

申謝了、

上記に掲載した貞享五(二六八八)年二月九日から二月二二日まで
の『基量卿記』『基熙公記』『統史愚抄』の関連記事は、些か混乱
をまねく内容ではあるが、整理してみると、二人の勸進者から別々
に法楽和歌の詠進の申請が靈元院に出されていることが読み取れる。

① 上賀茂の社家である松下民部(注2)が二月九日に仙洞御所に
来て、後鳥羽院四五〇年遠忌法楽勸進の事を申し出た。これは、
四〇〇年遠忌にあたる寛永一五(一六三八)年二月二二日に、
同じく松下勸進にて、後水尾院及び廷臣により三〇首の詠歌が
寄進されたその例に倣うもので、松下民部はその折の短冊を靈
元院の叡覧に供しているので、四五〇年遠忌の時点までは、四
〇〇年御忌の三〇首の短冊は現存していたことが分かる。題は
冷泉中將為綱が命じられ、奉行(申沙汰)は藤谷為茂。

本短冊がこれに該当するものと考えられる。『基量卿記』二月
一九日の条に「松下勸進短尺」の裏書には「御奉納字無し之、
依勸進也」とある通り、本短冊の巻軸短冊の裏書には「貞享
五年二月廿二日」(図1)とのみ書かれているだけで、「奉納」
等の記入はない。また、「短尺は桐箱に入り、緒は萌葱」とあ
るので、内箱は当初のものと推量される。

ところで、国立歴史民俗博物館蔵の「高松宮家伝来禁裏本」所収の『院御会和歌上』（貞享四年～元禄十二年）「貞享五、二、二二」の個所に、本短冊の詠進歌三〇首が「松下勸進」として収録されている。

② 水無瀬中納言氏信も同じ日に法楽和歌の勸進を申し出ている。こちらは懐紙による詠進の由であるが、題者は同じ冷泉為綱、奉行は飛鳥井雅豊である。

『基熙公記』の二月一九日には、基熙の一首懐紙の詠進歌「おもひやる昔をいまに水無瀬山花やかすみゆふへあけほの」も「春日同詠春日望山和歌」として記録されているので、「春日望山」という通題で詠まれたことが分かる。

宮内庁書陵部蔵『靈元院御詠草写四季・恋・雑』には、「春日望山」の題の個所に「貞享五、二、廿二、水無せ殿四百五十年御忌水無瀬前中納言所望御奉納 宮るしていまあかさや水無せ川夕ははるのかすむ山本」の靈元院の詠進歌が収録されている。

『統史愚抄』の同日には「日野前大納言資廉卿詠進」とあるので、

日野（柳原）前大納言資廉も詠進者であることが知られる。

前述の国立歴史民俗博物館蔵の「高松宮家伝来禁裏本」所収の『院御会和歌上』（貞享四年～元禄十二年）には、「貞享五、二、二二 水無瀬宮御奉納四百後十年聖忌付水無瀬前中納言依望繁也」という見出しで、「春日望山」の題で四一人、四一首の和歌も収録されている。

巻頭歌は靈元院の「宮るしていまも——」、二首目は左大臣・近衛基熙の「おもひやるむかしをいまに——」が続き、柳原前大納言資廉の詠進歌は「のとはしな雪に水無瀬の山もいまみとり色そふはるをまちへて」として一八首目に所収されている。

右の記録から、水無瀬氏信勸進による法楽和歌の内容は、「春日望山」の通題で、題者は冷泉為綱、奉行は飛鳥井雅豊、料紙は懐紙、詠進者は靈元院、近衛基熙、柳原資廉他三八人（本稿では名前省略）の歌人で構成されていたことが分かる。

③ さて、貞享五年二月廿日的一条兼輝（撰政・初名冬経）の日記『兼輝公記』の「清書「水無瀬宮御法楽短冊」、遣_三奉行烏丸大納言許」という記事をどう解釈すべきか。

本短冊の三〇人の詠進者の中に一条兼輝は含まれておらず、奉

行も藤谷為茂や飛鳥井雅豊ではなく、烏丸光雄としてあることから、①または②の法楽のために詠進したのではないと言えよう。

陽明文庫所蔵の「貞享五、二、二二 水無瀬宮御法楽近衛家熙詠草」という自筆懐紙を国文学研究資料館のマイクロフィルムで閲覧することが出来る。「春月」という題で、家熙が「待出るたかねはわきて立なひく 霞のそこに月せいさよふ」及び「さく花の光をそへて春霞 その名にもいす月そくまなき」と二首詠んだ歌を、添削者（父基熙カ）が「たかねには待出なからかすむよの ならひのそらに月そわりなき」と添削し、「貞享五、二、二十二 水無瀬宮御法楽清書」とあるように、家熙は添削後の一首目の歌「たかねには——」を清書して奉行烏丸光雄を通じてどこかに詠進している。『基熙日記』にあるように、「春月」の題は、近衛邸での法楽和歌会にも含まれていないので、宮中法楽和歌会が催され、それに詠進された可能性が考えられる。

国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」を検索すると「貞享五年二月二十二日水無瀬宮御法楽」の書名で著者「霊元天皇、一条兼輝、烏丸光雄等詠」という資料の存在を示すが、同館では現時点では当該の資料は未整理ということだ、

残念ながら、詳細を知ることが出来ない。

二月九日の『基量卿記』には、後鳥羽院四五〇年忌の法楽和歌は、寛永一五年の四〇〇年忌の法楽をお手本としているという記事が書かれている。四〇〇年忌の折には、三節「後鳥羽院四〇〇年御忌法楽和歌について」で述べるように、宮中法楽和歌会も催されているので、この時も宮中で法楽和歌会が興行された可能性は十分考えられ、それへの短冊による詠進とも想像されるが、裏付ける資料はないので、後考を俟ちたい。

また、『基熙公記』の二月二二日の記事によると、近衛邸でも私的な遠忌の会が催され、参会者は「霞」の題は「みわたせは」を冠字に、「花」の題では「やまもとかすむ」を、「恋」題は「みなせかは」を、「述懐」題は「ゆふへは」を、「懐旧」題は「あきと」、「釋教」題は「なにおも」を、「神祇」では「ひけん」という後鳥羽院の和歌を冠字にして詠進したことも分かる。

『和歌文学大辞典』の付録年表を見た限りではあるが、後鳥羽院没後五〇年毎の追善の記録は、五〇年忌に当たる正応元（一二八八）年から六〇〇年忌の天保九（一八三八）年までの間においては、本稿で取り上げている寛永一五年の四〇〇年忌及び貞享五年の四五〇年忌のみである。このことから、後水尾院は新古今集の和歌の復

興を意識して、堂上歌壇の隆盛をある程度は実現したのであろうか。その意思を皇子である靈元院も意識的に継承しようとしたあらわれの一つが後鳥羽院四五〇年遠忌の法楽和歌であろうか。

二 「後鳥羽院四五〇年遠忌和歌短冊」の詠歌について

本短冊の綴じられた順序は、現時点では「早春鶯」「山家嵐」「朝霞」「夕梅」「庭春雨」「見花」「聞郭公」「五月雨久」「水邊螢」「遠夕立」「樹陰納涼」「草花露」「霧中鳥」「野鹿」「深夜月」「山紅葉」「河水」「初冬時雨」「連日雪」「浦千鳥」「夜神楽」「忍戀」「不逢戀」「待戀」「遇不逢戀」「恨戀」「暁雲」「鞆中燈」「夜夢」「社頭祝」となっている。

しかしながら、二首目の「山家嵐」は、『明題部類抄』によれば、「春」ではなく、「雑」に部類される題であるから、「早春鶯」と「朝霞」の間に位置しているのは違和感がある。

有り難いことに、出光美術館の学芸員である別府節子氏から、本短冊の題は、「伏見院三十首和歌」から取ったものであるとご教示を頂いたので、調べてみるとやはり錯簡があることが分かった。「伏見院三十首和歌」では、「山家嵐」は「雑」に部類され、雑五首は「暁雲」「夜夢」「鞆中燈」「山家嵐」「社頭祝」の順序になっている。本短冊では「暁雲」「鞆中霧」「夜夢」「社頭祝」の順で、「鞆中霧」と「夜夢」が入れ替り、「山家嵐」が春歌に部類されてはいたが、

その他の短冊の順番に違いはなかった。

なお、『烏丸資慶集 下』（古典文庫）には、「古今伝授前三十首」の題として本題と全く同じ題が列挙されている。その解説によれば、その歌題は、後水尾院自身が（古今）伝受を受けた時の歌題であり、寛文二（一六六二）年正月に、資慶・通茂が石清水に奉納した法楽三十首の歌題と偶然にも同一であった。早春鶯を初めとし、社頭祝を末とする。

本来は、四季各五首、恋五首、雑五首の順に三〇首が重ねられ、すんなりと納まっていたものが、過去の何れかの時点で錯簡があったものと考えられる。

題字は定家流の書体であるので、付属の「包紙」に表記されている通り、定家流の書き手である題者の冷泉為綱の筆跡（図1）とみてよいのではないか。

各短冊の和歌の翻刻と簡単な現代語訳は次の通りである。

靈元院 承応三（一六五四）〜享保一七（一七三二）・八・六
七九歳（貞享五年 三五歳）

早春鶯

鶯のはつ音を松のかけしあれば
こ、にも千世の春をつく覧

訳 鶯の初音をまつ、松の陰があるので、ここにも千年の春を告げているのだろう。

本詠歌は、宮内庁書陵部蔵『靈元院御詠草写四季・恋・雑』に「早春鶯」の題で、「貞享五、二、廿二、水無瀬宮四百五十年御忌松下勸進御奉納」の頭書が付され「鶯の初音を松のかけしあればこ、にも千世の春を告らん」として収録されている。

また、早稲田大学蔵『靈元院御集』（享和一八年藤為村編の写本）には「早春鶯 鶯のはつ音を松のかけしあればこ、にそ千世の春を告らん」となっており、校異あり。「も（毛）」のくずし字を「そ」と誤写した可能性あり。

八条宮尚仁 寛文一一（一六七二）〜元禄二（一六八九）・八・六一九歳（一八歳）

山家嵐

なれぬれと夢もむすはす終夜
嵐はけしき山陰の庵 尚仁

訳 慣れたけれど、夢も見ない。一晚中嵐が激しい山陰の庵では。

醍醐冬基 慶安元（一六四八）〜元禄一〇（一六九七）・七・一四五〇歳（権大納言 四一歳）

朝霞

さなからにえやはうつさむ水無瀬山
をちこちかけてかすむ曙 冬基

訳 そのまま画き写すことができるのだろうか、いや出来ない。水無瀬山のおちらこちらにかけて霞む曙を。

烏丸光雄 正保四（一六四七）〜元禄三（一六九〇）・一〇・一七四四歳（権大納言 四二歳）

夕梅

さく梅のこそめは花もくれなゐに
いろわきかたき夕附日かな 光雄

訳 咲く梅の濃染は花も紅になり、色が見分け難い夕日だなあ。

二五 四四歳 (三三歳)

竹内惟庸 寛永一七(一六四〇) ~ 宝永元(一七〇四)・七・一九
六五歳 (非参議 四九歳)

庭春雨

霞しく庭にわかれぬ春雨も
のきのしのふの雫にそしる 惟庸

訳 霞たなびく庭に見分け難く降る春雨も、軒のしのぶの雫で知るよ。

石井行豊 承応二(一六五三) ~ 正徳三(一七一一)・二・一一
六一歳 (侍従 三六歳)

見花

うつろはし詠めは移る一とせの
紅葉や雪を花になすとも 行豊

訳 この桜の花への思いは移ろうまい。一年の経過とともに眺めていく紅葉や雪を花にしたとしても。

有栖川宮幸仁 明暦二(一六五六) ~ 元禄一二(一六九九)・七・

聞郭公
雲うつむ、なしき山のほと、きす
ほのかにもらす聲もめつらし 幸仁

訳 雲で埋まる人が住まない山のほととぎす。ほのかに漏らす声も新鮮である。

大炊御門経光 寛永一五(一六三八) ~ 宝永元(一七〇四)・九・
六 六七歳 (前内大臣 五一歳)

五月雨 はれまなく雲かさなれる五月雨に
久 日数ふるやの軒の玉水 経光

訳 晴れ間なく雲が重なる空の五月雨に、何日も経(降る)る軒の玉水だなあ。

久我通誠 万治三(一六六〇) ~ 享保四(一七一九)・七・七
六〇歳 (権大納言 二九歳)

水邊蛩

くれふかき池のみきはにかけ清く
玉とみたれてとふ蛩かな 通誠

訳 夕闇が深くなり、池の汀に影も清らかに、玉のように乱れて飛ぶ蛩だなあ。

樹陰

吹風のすゝしさあかす立寄て
納涼 またき爍しる森の木隠 義延

訳 吹く風の涼しさが物足りなくて、立寄りてまだ来ない秋を感じる森の木隠れよ。

西洞院時成 正保二（一六四五） 享保九（一七二四）・閏四・九
八〇歳（参議 四四歳）

勧修寺経慶 正保元（一六四四） 宝永六（一七〇九）・一・一〇
六六歳（前権大納言 四五歳）

遠夕立

きをひくるよその村くも風はやみ
こゝも涼しき夕立のそら 時成

訳 競うようにあちこちで生ずるよその村雲、風が速くなったので、こゝも涼しき夕立の空だよ。

草花露

咲萩の花にそむると見し露も
した葉にちるはもとの色にて 経慶

訳 咲く萩の花に染まると見えた露も、下葉に散ってみればもとの色である。

実相院義延 寛文二（一六六二） 宝永三（一七〇六）・一〇・一
九 四五歳（二七歳）

冷泉為綱 寛文四（一六六四） 享保七（一七二二）・三・六
五九歳（左中将 二五歳）

霧中馬

たかためとかけてかきつるゆふ霧の
そらに見わかぬかりのたまつさ 為綱

訳 誰のためと心にかけて書いたのか、夕霧の空では見わけがつかない雁の手紙だなあ。

九條輔実 寛文九（一六六九）〜享保一四（一七二九）・一一・一
二 六一歳（権大納言 二〇歳）

野鹿

夕間暮さひしさそへて鳴鹿の
こゑにうつろふ野邊の萩原 輔実

訳 夕暮れにさびしさを添えて鳴く鹿の声によって散ってゆく野辺の萩原。

水無瀬氏信 元和五（一六一九）〜元禄三（一六九〇）・七・一五
七二歳（前権中納言 七〇歳）

深夜月

いく夜しもあかぬ心を諸共に
更行月の影やそふらん 氏信

訳 幾夜見てもあきたりない心を共にして、更け行く月の光が増すのだろうか。

堀河康綱 明暦元（一六五五）〜宝永二（一七〇五）・六・一一
五一歳（非参議 三三歳）

山紅葉

うすくこく染るおのへのみち葉に
むらしくれせしほとそしらるゝ 康綱

訳 薄く濃く染まる尾上の紅葉葉によって、村時雨が降った様子が知られる。

藤谷為茂 承応三（一六五四）〜正徳三（一七一三）・六・一三
六〇歳（従三位 三五歳）

河水

岩まゆくなかれも今朝は音たえて
こほりにとつる谷川の水 為茂

訳 岩間を行く流れも今朝は聞こえなくなって氷に閉ざされた谷川の水。

今出川公規 寛永一五(一六三八) 元禄一〇(一六九七)・一〇・二五 六〇歳 (前内大臣 五一歳)

初冬

今朝のあさけいつしか冬の色みえて

時雨

しくれにくもる遠の山の端 公規

訳 今朝の夜明けはいつしか冬の気配が見えて、時雨に曇る遠くの山の端。

清水谷実業 慶安元(一六四八) 宝永六(一七〇九)・九・一〇 六二歳 (権中納言 四一歳)

連日雪

ほのみえし今朝の光もかき暮て
ゆきに日数のつもる比かな 實業

訳 ほのかに見えた今朝の光もすっかり暗くなって、降り続く雪に日数が積もる頃だなあ。

飛鳥井雅豊 寛文四(一六六四) 正徳二(一七一三)・七・二二 四九歳 (従三位 二五歳)

浦千鳥

夕塩のさし出の磯のうらなみに

こゑもみちくる友千とりかな 雅豊

訳 夕塩のさしでの磯の浦波に、声も満ちてくる友千鳥だなあ。

白川雅光 万治三(一六六〇) 宝永三(一七〇六)・一〇・一〇 四七歳 (従三位 二九歳)

夜神楽

ふくる夜のそらにさやけきあか星の
聲をあかすや神もきく覧 雅光

訳 更ける夜の空に清らかに響くあか星の神楽の歌う声を夜が明け
るまで神も聞いているのだろうか。

武者小路実陰 寛文元（一六六一）～元文三（一七三八）・九・三〇
七八歳（右中将 二八歳）

忍恋 わか袖の外にもらすな水無瀬河
下になみたは有て行とも 實陰

訳 我が袖の外には漏らすな。水無瀬川のように下を涙が流れて行
くとしても。

坊城俊広 寛永三（一六二六）～元禄一五（一七〇二）・三・三
七七歳（前権大納言 六三歳）

不逢戀 ありて世にあふせもしらぬ水無瀬河
人に思ひをなにかめけむ 俊廣

訳 生きていて逢瀬も知らない水無瀬川。あの人にどうして思いを
深めてしまったのだろう。

水無瀬兼豊 承応二（一六五三）～宝永二（一七〇五）・三・七
五三歳（非参議 三六歳）

待戀 いつはりの世にならひせはいか、せん
契りをきつるけふの夕へも 兼豊

訳 偽りの世に慣れたならば、どうしようもない、約束しておいた
今日の夕べも。

河鱒実陳 寛永一二（一六三五）～宝永三（一七〇六）・二・二二
七二歳（権中納言 五四歳）

遇 逢事を契らさりせはわか中に
不逢戀 とし月へても人はうらみし 實陳

訳 あの人と逢う事を約束しなければ、私の中に年月を経てもあの
人を恨む気持ちは起らないだろうに。

花山院定誠 寛永一七（一六四〇）～宝永元（一七〇四）・

一〇・二一 六五歳（前内大臣 四五歳）

恨戀

うきたひにこれそかきりと恨でも
おもひかへすは心よはしや 定誠

訳 つらいと思うたびにこれ限りと恨んでも、考え直すのは心が弱
いなあ。

鷹司兼熙 万治二（一六五九）～享保一〇（一七二五）・一一・二〇
六七歳（右大臣 三〇歳）

暁雲

むら／＼の雲の絶間にみえそめて
あかつきしるき星の影哉 兼熙

訳 むらになった雲の絶え間に見え初めて、暁になったことがはっ
きり分かる明けの明星の光だなあ。

白川雅喬 元和六（一六二〇）～元禄元（一六八九）・一〇・一五

六九歳（非参議 六九歳）

鞆中燈

ともし火もそむけてやねんかり枕
おもふみやこの夢を待夜は 雅喬

訳 燈もそむけて寝ようか旅寝には、心にかかる都の夢を見るのを
待つ夜は。

平松時方 慶安四（一六五二）～宝永七（一七一〇）・七・二七
六〇歳（従三位 三七歳）

夜夢

夜な／＼はおもひねにねんこしかたの
うつゝにかへる夢路もそある 時方

訳 夜ごとに思いながら寝よう。過ぎてきた時の現実に戻る夢路も
あるかも知れない。

近衛基熙 慶安元（一六四八）～享保七（一七二二）・九・四
七五歳（左大臣 四一歳）

社頭祝

見ても思へしけき恵みはこれその
神のみまへの賢木葉のかけ 基熙

訳 見ても思え、数多くの恩恵はこれこそこの神の御前に捧げられた柳葉の陰。

本詠歌は、貞享五年二月二日の『基熙公記』に、「短尺一首賀茂社司松下に下さる云々」として全く同じ歌が記述されている。

尚、各詠進歌の詳しい解釈及び各歌人の霊元院歌壇における位置付け・役割、さらに、霊元院歌壇の堂上歌壇史上における位置付けなどの考察は後日を期したい。

三 後鳥羽院四〇〇年御忌法楽和歌について

最後に、本短冊に対する理解を深めるために、霊元院が「後鳥羽院四百五〇年遠忌和歌」を水無瀬神宮に奉納するお手本とした、寛永一五（一六三八）年の四〇〇年御忌の法楽和歌について検討する。

先行研究としては、『近世歌文集 上』（新日本古典文学大系67）所収の「後鳥羽院四百年忌御会 付・隠岐記」に後水尾院を初め、二十九人の廷臣による三〇首の和歌が収録され、上野洋三氏により校注が付されている。その解説によると、

寛永一五年（一六三八）が、後鳥羽院の四百回忌にあたるので催された追善和歌三十首。ただし底本とした島原松平文庫の標題に「御会」とする会は、確認されず、ここに収められる烏丸資慶の歌が『権大納言資慶卿詠』（国立歴史民俗博物館蔵高松本）（注4）などに「寛永十五、一、廿二、後鳥羽院四百聖忌、松下勸進」とあるところによれば、これは本書の奥書にも見える上賀茂神社の社家松下氏の主催・依頼により集められたものであろう。また、後鳥羽院は、ゆかりの水無瀬離宮の地に、水無瀬神宮の祭神としてまつられているので、例年二月二十二日の命日には宮中において法楽和歌会が催されたのであるが、それが当年においても催されたことは『雅章卿詠歌』（大阪女子大学本）（注4）により確認される。そして以上の他に当年において、水無瀬氏成の「勸進」による法楽和歌が行われたこともまた『雅章卿詠歌』（注4）によって確認されるのである。（中略）

江戸時代初頭の宮廷和歌復興期にあたって、『新古今集』による古代和歌の復興を行った後鳥羽院の四百回忌が、宮廷の人々にとって深い意味を持ったであろうと推測させるものである。（中略）

【諸本】いずれも写本で伝来する。底本は元禄期と推定される写本。大本、一冊。他に宮内庁書陵部蔵本「後鳥羽院天皇四百

「回忌御奉納和歌写」、神宮文庫本「後鳥羽院四百年忌御会歌」
などがある。

右の解説によつて、後鳥羽院四百年忌の折りに、①上賀茂社家松
下氏勸進三〇首法楽和歌、②水無瀬氏成勸進法楽和歌、③宮中法楽
和歌会の三種類の後鳥羽院法楽和歌が詠進されたことが知られる。

また、同年二月二二日前後の古記録類から、次のような関連記事
が確認される。

寛永十五・二・九

(時慶卿記)

水無瀬ヨリ、後鳥羽院御忌四百年相当、各へ哥勸
進、予亦約諾、題尺教、短冊二枚在之、

寛永十五・二・十二

(時慶卿記)

難波中将詠草ヲ見、来廿二日水無瀬殿御法楽卜聞

寛永十五・二・十三

(時慶卿記)

難波へ詠草墨付テ返、

(忠利宿禰記)

今月廿二日水無瀬後鳥羽院四百年忌也、先年当年
忌勅使有之、可被修佛事由、氏成卿被望申之、可
被申 院由、有御沙汰、又御法楽歌之事被申之、

寛永十五・二・十六

(時慶卿記)

難波卜閑話、和歌之儀申談、

寛永十五・二・十七

(時慶卿記)

水無瀬へ詠草談合ニ出、彼方ノ哥モ被見、

寛永十五・二・十九

(時慶卿記)

空心ニ出、水無瀬在所へ帰郷ノ前ニ、詠草今一度
談合候、但、人丸御像ノ前御鬮ヲ取テ内々ハ定也、
花ヲ詠卜被申候ヘトモ、彼方ノ花アリ、依斟酌候、

寛永十五・二・二十

(時慶卿記)

予詠草清書平松へ誂テ七条へ言傳水無瀬へ遣、金
吾詠哥談合云々、通申候、

寛永十五・二・二十二

(時慶卿記)

後鳥羽院四百年忌御忌誦経念仏、又聖徳太子御忌
日、是又誦経念仏、偏ニ太子ノ御恩徳也、平松来
儀、合色椿一二朶持參、又、水無瀬殿ノ御法楽詠
清書云々、

(道房公記)

参内、此日後鳥羽院四百年忌、為追善、被講和歌

廿首、院御幸出御簾中、参入公卿撰政、中務卿親

王、妙法院宮、余、権大納言通村、前大納言経季、

新中納言通純、参議基音、参議公景、参議俊完、

殿上人頭中将以下九人、和歌了人々退出、

(忠利宿禰記)

今日後鳥羽院御四百年忌也、於禁中御法楽有之^廿

人・廿首云々、紀学参禁中、先年百首有之由也、

本節で取り上げた資料の内容を整理すると、寛永一五年の後鳥羽院四〇〇回忌の法楽和歌は、上野氏の解説に言及されていたように、次の三種類に分類されるのではなからうか。

① 松下氏勸進法楽和歌

本詠進歌三〇首は『近世歌文集 上』所収の「後鳥羽院四百年

忌御会」に翻刻され、詳しい注釈及び解説が付されている。

その奥書によれば、松下氏が勸進して後水尾院からその短冊を

拝領した理由として「後鳥羽院皇子、彼家（松下）の娘生めり。

遠嶋におもむき給時、彼に預け置給、直に松下の家を次、氏久

と云ふ」という記述を信じれば、松下家の祖である氏久は後鳥

羽院のご落胤であったことによるといふことである。「院（後

鳥羽院）御自筆の御影に有り。又三条西殿（実条）述懐の歌に、

紅葉をよむ。院自らはたまわる楓と云々。今は枯れてなし」とも記されている。

貞享五年二月一八日の『基量卿記』には「近日後鳥羽院御影・

勅書等御覧、松下民部参」とあるので、四五〇年忌までは、後

鳥羽院自筆の御影・勅書が現存していたと考えられる。

さらに、三条西実条の詠進歌「述懐 名にたてるかえでははや

く朽はててさびしく残るまりの音かな」とあるので、先祖が後

鳥羽院から下賜され、三条西家の懸の庭（鞠庭・東北隅に桜、

東南に柳、西南に楓、西北に松）に植わっていた楓が枯れてし

まった事実があったようである。

また、烏丸資慶の「七夕」の歌は、「権大納言資慶卿詠」（注3）

にも収録されている。

② 水無瀬氏成勸進法楽和歌

西洞院時慶の日記である『時慶卿記』の後鳥羽院四〇〇年忌法

楽和歌の詠進に関する二月九日の記事によると、勸進元は水無

瀬氏成である。

水無瀬家と後鳥羽院の関係は、『公家事典』によると、後鳥羽

院の国母である七条院の一族であった水無瀬家の初代の信成と

親成父子は「後鳥羽上皇より撰津国水無瀬の離宮跡を与えられ、

上皇の菩提を弔うことを命じられ、御影堂を建てこの地に住し

祭祀を務めたことに「始まり、水無瀬家の歴代は江戸時代まで水無瀬宮を守護してきたという。その歴史的な経緯を考慮すれば、後鳥羽院四〇〇年忌の折に、法楽和歌を勧進し、水無瀬宮に奉納することは水無瀬氏成の当然の役務であったことであろう。

その氏成から、時慶は題「尺教」の歌を頼まれ、料紙は短冊二枚とある。同二月一二日には難波宗種が詠草を見せに来て、翌日添削して難波に返しているが、これも水無瀬氏成に詠進するものと思われる。二月一九日には、時慶は水無瀬氏成を訪ねて、柿本人麻呂像の前で籤を引いて題を決めたと取れる記事があり、九日に短冊二枚渡されているが、詠進したのは「尺教」の歌なのか、別の歌なのか、残念ながら裏付ける資料は未詳である。二月二〇日には時慶は自分の詠草を清書して氏成に送り、次男の平松時庸も詠進していることが分かる。

『飛鳥井雅章集 上』（注4）に水無瀬氏成勧進の法楽和歌に雅章が詠進した「夜梅」の歌が収録されている。

③ 後鳥羽院四〇〇年忌宮中法楽和歌会

二月二二日に宮中で後鳥羽院四〇〇年忌の追善が催され、和歌二〇首が披講されたことが、九条道房の日記『道房公記』の同日の条にある。詠進者は後水尾院、二条康道、八条宮智忠親王、

妙法院宮堯然法親王、九条道房、中院通村、今出川経季、中院通純、園基音、姉小路公景、坊城俊完、殿上人・鷺尾隆量・飛鳥井雅章など九人を含む総勢二〇人。

『飛鳥井雅章集 上』（注4）に当座の法楽和歌会として「忍涙恋」の題で雅章の歌が収録されている。

四 まとめ

本短冊は今から約三三〇年前に、賀茂の世家・松下順久が霊元院より拝領して、後鳥羽院四五〇年忌追善のため水無瀬神宮に寄進したものと考えられるが、いつ頃松下家の管轄を離れ、現在に至ったかなどの伝来は不詳である。しかしながら、短冊の綴りの順序に些かの錯簡はあったが、一枚も散逸することなく現在に伝わったことは今後の研究のためにも有意義なことではないだろうか。

幸いなことに、本短冊の手本となる後水尾院時代の四〇〇年忌追善の詠進歌の先行研究及び古記録等が残されていたおかげで、四五〇年忌の追善和歌についても少しではあるが整理することができた。

本短冊は、四〇〇年忌追善のために、後水尾院から松下家が三〇首和歌短冊を下賜されたという前例なしには、存在しえなかったものであろう。歌題も後水尾院が古今伝授を受けた際に採用した組題を撰んだことから、霊元院がいかに後水尾院の歌壇を踏襲して堂

上歌壇の隆盛に尽力しようとしていたかが窺われる短冊と言えるのではないだろうか。

注1

『短冊物がたり』彌富賓水著 磯部甲陽堂 一九一八年

頁17 4行目

「後鳥羽院四百五十年御法楽の短冊や、其他宮中の御會の短冊など現存して居るのを拝するに、上を始め親王より撰家一般の所謂堂上家の人々の短冊が、全く同様の短冊で豪も異なつては居らぬ、」

注2

松下順久（まさひさ又はよりひさ）神職

慶安四（一六五二）〜享保五（一七二〇）・五・七 七〇歳

本姓・賀茂。家系・松下矩久の男。経歴・上賀茂神社神主。従三位、民部大輔。典拠『国書人名事典』

注3

『烏丸資慶家集 下』（古典文庫第五三六 一九九一年）

「権大納言資慶卿詠」国立歴史民俗博物館蔵高松宮本

七夕 寛永十五、二、廿二、後鳥羽院四百年聖忌、松下勸進

1013 絶せずよまれの契りはあたなりと

名にこそたてれあまの川浪

注4

『飛鳥井雅章集 上』（古典文庫第五五二冊 一九九二年）

忍涙恋

487 これよりやつゐにはもれんつゝ、むにも

あまる斗の袖の涙は

同（寛永十五年）二月廿二日 水無瀬御法楽当座

夜梅

488 うつりきてふかき枕の梅かゝに

名残もにほふ春のよの夢

同 二月廿二日 水無瀬黄門（氏成）より勸進

参考文献

『院御会和歌上』（貞享四年〜元禄十二年・国立歴史民俗博物館

蔵「高松宮家伝来禁裏本」紙焼）

『伏見院御集』（詠三十首和哥） 宮内庁書陵部

時慶記研究会編『時慶記』臨川書店 二〇〇一年

九条道房著『道房公記』 東京大学史料編纂所蔵写本

近衛基熙著『基熙公記』 東京大学史料編纂所蔵写本

東園基量著『基量卿記』 東京大学史料編纂所蔵写本

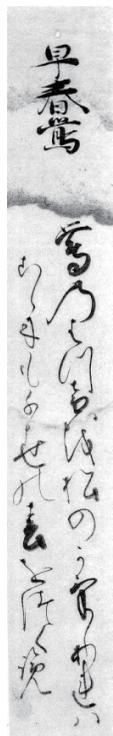
一条兼輝著『兼輝公記』 東京大学史料編纂所蔵写本

九条道房著『道房公記』 東京大学史料編纂所蔵写本

- 小槻忠利著『忠利宿弥記』 東京大学史料編纂所蔵写本
 彌富資水著『短冊物がたり』 磯部甲陽堂 一九一八年
 井上宗雄・小池一行編『中世百首歌』一〜九 古典文庫
 一九八六年〜一九九四年
 黑板勝美編『統史愚抄』中篇(『国史大系』第十四卷)
 吉川弘文館 一九三一年
 藤井讓治『後水尾天皇実録』 ゆまに書房 二〇〇五年
 藤井讓治『明正天皇実録』 ゆまに書房 二〇〇五年
 藤井讓治『靈元天皇実録』 ゆまに書房 二〇〇五年
 藤井讓治『東山天皇実録』 ゆまに書房 二〇〇五年
 日本古典文学会編『短冊手鑑』(日本古典文学影印叢刊)
 貴重本刊行会 一九七八年
 『室町時代の書』(日本の美術7) 至文堂 一九八一年
 『慶安手鑑』文献出版 一九八九年
 『近世歌文集上』(新日本古典文学大系67) 岩波書店 一九九六年
 『近世堂上和歌論集』 明治書院 一九八九年
 鈴木健一著『近世堂上歌壇の研究』(改定版) 汲古書院 二〇〇九年
 渡部清著『日本の書流』 柏書房 一九八二年
 宗政五十緒校注『明題部類抄』 新典社 一九九〇年
 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』一九九九年
 市古貞次編『国書人名事典』岩波書店 一九九六年

- 黑板勝美編『公卿補任』(国史大系) 吉川弘文館 二〇〇二年
 坂本武雄編『公卿辞典』 国書刊行会 一九八六年
 橋本政宣編『公家事典』 吉川弘文館 二〇一〇年
 犬養廉編『和歌大辞典』 明治書院 一九八六年
 東京手紙の会編『くずし字辞典』 思文閣出版 二〇〇〇年

図1 「後鳥羽院四五〇年遠忌和歌短冊」
 靈元院「早春鶯」短冊



冷泉為綱「霧中鷹」短冊



近衛基熙「社頭祝」短冊

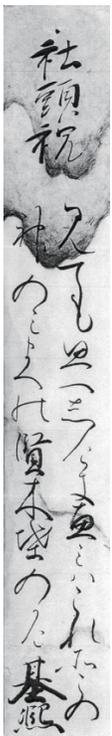
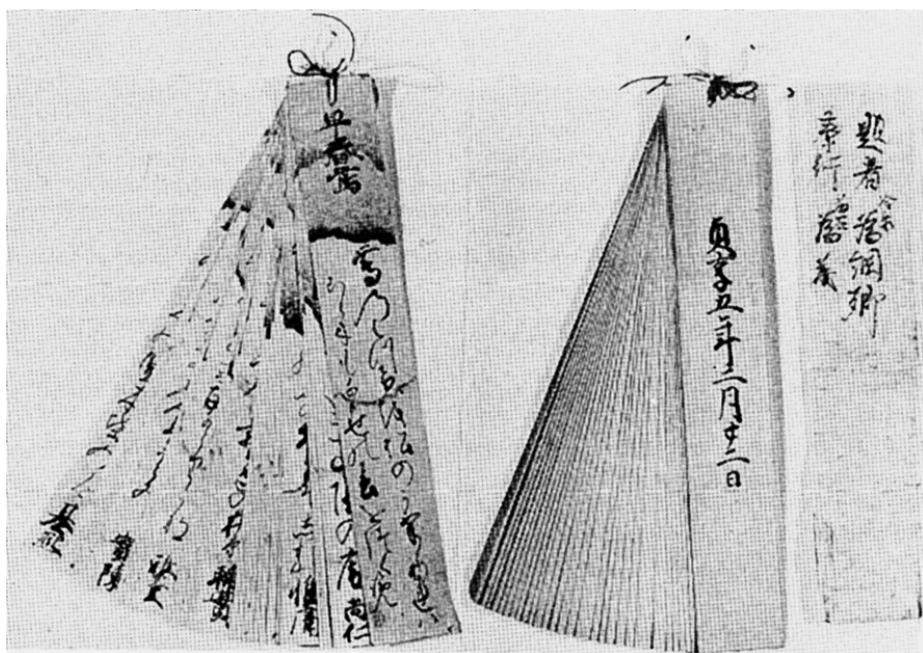


図2 「後鳥羽院四五〇年遠忌和歌短冊」綴り



(もとやまやえ) 大学院博士課程後期課程在學生